

## 仕様書

### 1 業務概要

- (1) 委託番号 知事・市長ポ掲第1号
- (2) 業務名 秋田県知事選挙および秋田市長選挙ポスター掲示場設置撤去業務委託（第1ブロック）
- (3) 履行場所 86箇所（土崎・将軍野・飯島・金足・下新城ほか）
- (4) 履行期間 契約締結日から令和7年4月10日まで

### 2 目的

秋田県知事選挙（以下「知事選」という。）および秋田市長選挙（以下「市長選」という）における公営ポスター掲示場の設置・撤去を行う。

### 3 業務内容

#### (1) ポスター掲示場の作成

- ア 掲示板の材質は、秋田杉構造用合板とする。
- イ ポスター掲示場の構造、印刷面は、設計書のとおりとする。
- ウ 印刷は、スクリーン印刷とする。
- エ 各ポスター掲示場には、指定された設置番号を記入する。
- オ すべての作業は、原則として土地管理者の立ち会いのもとで行う。
- カ 使用した資材は、再利用に努める。

#### (2) 設置作業

- ア 作業期限は3月19日までとする。
- イ 塀などの建造物を利用する場合は、損壊しないよう注意する。
- ウ 通行に支障がないよう設置する。
- エ 設置場所については、秋田市選挙管理委員会（以下「選管」という。）の指示に従う。

#### (3) 撤去作業

- ア 作業期間は、4月7日から4月10日までとする。
- イ ポスター掲示場全部を撤去し、設置場所は原状に復する。

#### (4) 保守管理

- ア 各ポスター掲示場を巡回し、転倒・破損箇所等を発見した場合は、選管に連絡のうえ修理等を行う。なお、修理等にかかる費用については、受託者の負担とする。
- イ 選管から連絡を受けた場合、直ちに出勤できるよう待機体勢をとる。

#### 4 報告書等（設置開始）

##### (1) 道路使用許可書

選管が指示する道路敷に設置するポスター掲示場について、道路使用許可書の写しを提出する（選管事務局で道路占用手続きを行うため必要なもの）。

##### (2) 設置開始届

(1)および(2)の提出期限は3月7日とする。

##### (3) 設置前・後の定点写真

提出期限は3月20日とする。

#### 5 報告書等（業務完了）

次の書類を4月15日まで提出すること。

##### (1) 業務完了報告書

##### (2) 撤去前・後の定点写真

##### (3) 道路敷における撤去作業中の写真（通行支障対策に向けた保安施設が映り込んでいるもの）

#### 6 その他

この仕様書に記載されていない事項については、双方協議のうえ定める。

## 仕様書

### 1 業務概要

- (1) 委託番号 知事・市長ポ掲第2号
- (2) 業務名 秋田県知事選挙および秋田市長選挙ポスター掲示場設置撤去業務委託（第2ブロック）
- (3) 履行場所 96箇所（八橋・外旭川・仁別・添川・上新城ほか）
- (4) 履行期間 契約締結日から令和7年4月10日まで

### 2 目的

秋田県知事選挙（以下「知事選」という。）および秋田市長選挙（以下「市長選」という）における公営ポスター掲示場の設置・撤去を行う。

### 3 業務内容

#### (1) ポスター掲示場の作成

- ア 掲示板の材質は、秋田杉構造用合板とする。
- イ ポスター掲示場の構造、印刷面は、設計書のとおりとする。
- ウ 印刷は、スクリーン印刷とする。
- エ 各ポスター掲示場には、指定された設置番号を記入する。
- オ すべての作業は、原則として土地管理者の立ち会いのもとで行う。
- カ 使用した資材は、再利用に努める。

#### (2) 設置作業

- ア 作業期限は3月19日までとする。
- イ 塀などの建造物を利用する場合は、損壊しないよう注意する。
- ウ 通行に支障がないよう設置する。
- エ 設置場所については、秋田市選挙管理委員会（以下「選管」という。）の指示に従う。

#### (3) 撤去作業

- ア 作業期間は、4月7日から4月10日までとする。
- イ ポスター掲示場全部を撤去し、設置場所は原状に復する。

#### (4) 保守管理

- ア 各ポスター掲示場を巡回し、転倒・破損箇所等を発見した場合は、選管に連絡のうえ修理等を行う。なお、修理等にかかる費用については、受託者の負担とする。
- イ 選管から連絡を受けた場合、直ちに出勤できるよう待機体勢をとる。

#### 4 報告書等（設置開始）

##### (1) 道路使用許可書

選管が指示する道路敷に設置するポスター掲示場について、道路使用許可書の写しを提出する（選管事務局で道路占用手続きを行うため必要なもの）。

##### (2) 設置開始届

(1)および(2)の提出期限は3月7日とする。

##### (3) 設置前・後の定点写真

提出期限は3月20日とする。

#### 5 報告書等（業務完了）

次の書類を4月15日まで提出すること。

##### (1) 業務完了報告書

##### (2) 撤去前・後の定点写真

##### (3) 道路敷における撤去作業中の写真（通行支障対策に向けた保安施設が映り込んでいるもの）

#### 6 その他

この仕様書に記載されていない事項については、双方協議のうえ定める。

## 仕様書

### 1 業務概要

- (1) 委託番号 知事・市長ポ掲第3号
- (2) 業務名 秋田県知事選挙および秋田市長選挙ポスター掲示場設置撤去業務委託（第3ブロック）
- (3) 履行場所 92箇所（山王・手形・広面・下北手・太平ほか）
- (4) 履行期間 契約締結日から令和7年4月10日まで

### 2 目的

秋田県知事選挙（以下「知事選」という。）および秋田市長選挙（以下「市長選」という）における公営ポスター掲示場の設置・撤去を行う。

### 3 業務内容

#### (1) ポスター掲示場の作成

- ア 掲示板の材質は、秋田杉構造用合板とする。
- イ ポスター掲示場の構造、印刷面は、設計書のとおりとする。
- ウ 印刷は、スクリーン印刷とする。
- エ 各ポスター掲示場には、指定された設置番号を記入する。
- オ すべての作業は、原則として土地管理者の立ち会いのもとで行う。
- カ 使用した資材は、再利用に努める。

#### (2) 設置作業

- ア 作業期限は3月19日までとする。
- イ 塀などの建造物を利用する場合は、損壊しないよう注意する。
- ウ 通行に支障がないよう設置する。
- エ 設置場所については、秋田市選挙管理委員会（以下「選管」という。）の指示に従う。

#### (3) 撤去作業

- ア 作業期間は、4月7日から4月10日までとする。
- イ ポスター掲示場全部を撤去し、設置場所は原状に復する。

#### (4) 保守管理

- ア 各ポスター掲示場を巡回し、転倒・破損箇所等を発見した場合は、選管に連絡のうえ修理等を行う。なお、修理等にかかる費用については、受託者の負担とする。
- イ 選管から連絡を受けた場合、直ちに出勤できるよう待機体勢をとる。

#### 4 報告書等（設置開始）

##### (1) 道路使用許可書

選管が指示する道路敷に設置するポスター掲示場について、道路使用許可書の写しを提出する（選管事務局で道路占用手続きを行うため必要なもの）。

##### (2) 設置開始届

(1)および(2)の提出期限は3月7日とする。

##### (3) 設置前・後の定点写真

提出期限は3月20日とする。

#### 5 報告書等（業務完了）

次の書類を4月15日まで提出すること。

##### (1) 業務完了報告書

##### (2) 撤去前・後の定点写真

##### (3) 道路敷における撤去作業中の写真（通行支障対策に向けた保安施設が映り込んでいるもの）

#### 6 その他

この仕様書に記載されていない事項については、双方協議のうえ定める。

## 仕様書

### 1 業務概要

- (1) 委託番号 知事・市長ポ掲第4号
- (2) 業務名 秋田県知事選挙および秋田市長選挙ポスター掲示場設置撤去業務委託（第4ブロック）
- (3) 履行場所 92箇所（御所野・四ツ小屋・仁井田・上北手・中通ほか）
- (4) 履行期間 契約締結日から令和7年4月10日まで

### 2 目的

秋田県知事選挙（以下「知事選」という。）および秋田市長選挙（以下「市長選」という）における公営ポスター掲示場の設置・撤去を行う。

### 3 業務内容

#### (1) ポスター掲示場の作成

- ア 掲示板の材質は、秋田杉構造用合板とする。
- イ ポスター掲示場の構造、印刷面は、設計書のとおりとする。
- ウ 印刷は、スクリーン印刷とする。
- エ 各ポスター掲示場には、指定された設置番号を記入する。
- オ すべての作業は、原則として土地管理者の立ち会いのもとで行う。
- カ 使用した資材は、再利用に努める。

#### (2) 設置作業

- ア 作業期限は3月19日までとする。
- イ 塀などの建造物を利用する場合は、損壊しないよう注意する。
- ウ 通行に支障がないよう設置する。
- エ 設置場所については、秋田市選挙管理委員会（以下「選管」という。）の指示に従う。

#### (3) 撤去作業

- ア 作業期間は、4月7日から4月10日までとする。
- イ ポスター掲示場全部を撤去し、設置場所は原状に復する。

#### (4) 保守管理

- ア 各ポスター掲示場を巡回し、転倒・破損箇所等を発見した場合は、選管に連絡のうえ修理等を行う。なお、修理等にかかる費用については、受託者の負担とする。
- イ 選管から連絡を受けた場合、直ちに出勤できるよう待機体勢をとる。

#### 4 報告書等（設置開始）

##### (1) 道路使用許可書

選管が指示する道路敷に設置するポスター掲示場について、道路使用許可書の写しを提出する（選管事務局で道路占用手続きを行うため必要なもの）。

##### (2) 設置開始届

(1)および(2)の提出期限は3月7日とする。

##### (3) 設置前・後の定点写真

提出期限は3月20日とする。

#### 5 報告書等（業務完了）

次の書類を4月15日まで提出すること。

##### (1) 業務完了報告書

##### (2) 撤去前・後の定点写真

##### (3) 道路敷における撤去作業中の写真（通行支障対策に向けた保安施設が映り込んでいるもの）

#### 6 その他

この仕様書に記載されていない事項については、双方協議のうえ定める。



## 仕様書

### 1 業務概要

- (1) 委託番号 知事・市長ポ掲第5号
- (2) 業務名 秋田県知事選挙および秋田市長選挙ポスター掲示場設置撤去業務委託（第5ブロック）
- (3) 履行場所 90箇所（新屋・豊岩・下浜・浜田・川尻ほか）
- (4) 履行期間 契約締結日から令和7年4月10日まで

### 2 目的

秋田県知事選挙（以下「知事選」という。）および秋田市長選挙（以下「市長選」という）における公営ポスター掲示場の設置・撤去を行う。

### 3 業務内容

#### (1) ポスター掲示場の作成

- ア 掲示板の材質は、秋田杉構造用合板とする。
- イ ポスター掲示場の構造、印刷面は、設計書のとおりとする。
- ウ 印刷は、スクリーン印刷とする。
- エ 各ポスター掲示場には、指定された設置番号を記入する。
- オ すべての作業は、原則として土地管理者の立ち会いのもとで行う。
- カ 使用した資材は、再利用に努める。

#### (2) 設置作業

- ア 作業期限は3月19日までとする。
- イ 塀などの建造物を利用する場合は、損壊しないよう注意する。
- ウ 通行に支障がないよう設置する。
- エ 設置場所については、秋田市選挙管理委員会（以下「選管」という。）の指示に従う。

#### (3) 撤去作業

- ア 作業期間は、4月7日から4月10日までとする。
- イ ポスター掲示場全部を撤去し、設置場所は原状に復する。

#### (4) 保守管理

- ア 各ポスター掲示場を巡回し、転倒・破損箇所等を発見した場合は、選管に連絡のうえ修理等を行う。なお、修理等にかかる費用については、受託者の負担とする。
- イ 選管から連絡を受けた場合、直ちに出勤できるよう待機体勢をとる。

#### 4 報告書等（設置開始）

##### (1) 道路使用許可書

選管が指示する道路敷に設置するポスター掲示場について、道路使用許可書の写しを提出する（選管事務局で道路占用手続きを行うため必要なもの）。

##### (2) 設置開始届

(1)および(2)の提出期限は3月7日とする。

##### (3) 設置前・後の定点写真

提出期限は3月20日とする。

#### 5 報告書等（業務完了）

次の書類を4月15日まで提出すること。

##### (1) 業務完了報告書

##### (2) 撤去前・後の定点写真

##### (3) 道路敷における撤去作業中の写真（通行支障対策に向けた保安施設が映り込んでいるもの）

#### 6 その他

この仕様書に記載されていない事項については、双方協議のうえ定める。

## 仕様書

### 1 業務概要

- (1) 委託番号 知事・市長ポ掲第6号
- (2) 業務名 秋田県知事選挙および秋田市長選挙ポスター掲示場設置撤去業務委託（第6ブロック）
- (3) 履行場所 54箇所（河辺）
- (4) 履行期間 契約締結日から令和7年4月10日まで

### 2 目的

秋田県知事選挙（以下「知事選」という。）および秋田市長選挙（以下「市長選」という）における公営ポスター掲示場の設置・撤去を行う。

### 3 業務内容

#### (1) ポスター掲示場の作成

- ア 掲示板の材質は、秋田杉構造用合板とする。
- イ ポスター掲示場の構造、印刷面は、設計書のとおりとする。
- ウ 印刷は、スクリーン印刷とする。
- エ 各ポスター掲示場には、指定された設置番号を記入する。
- オ すべての作業は、原則として土地管理者の立ち会いのもとで行う。
- カ 使用した資材は、再利用に努める。

#### (2) 設置作業

- ア 作業期限は3月19日までとする。
- イ 塀などの建造物を利用する場合は、損壊しないよう注意する。
- ウ 通行に支障がないよう設置する。
- エ 設置場所については、秋田市選挙管理委員会（以下「選管」という。）の指示に従う。

#### (3) 撤去作業

- ア 作業期間は、4月7日から4月10日までとする。
- イ ポスター掲示場全部を撤去し、設置場所は原状に復する。

#### (4) 保守管理

- ア 各ポスター掲示場を巡回し、転倒・破損箇所等を発見した場合は、選管に連絡のうえ修理等を行う。なお、修理等にかかる費用については、受託者の負担とする。
- イ 選管から連絡を受けた場合、直ちに出勤できるよう待機体勢をとる。

#### 4 報告書等（設置開始）

##### (1) 道路使用許可書

選管が指示する道路敷に設置するポスター掲示場について、道路使用許可書の写しを提出する（選管事務局で道路占用手続きを行うため必要なもの）。

##### (2) 設置開始届

(1)および(2)の提出期限は3月7日とする。

##### (3) 設置前・後の定点写真

提出期限は3月20日とする。

#### 5 報告書等（業務完了）

次の書類を4月15日まで提出すること。

##### (1) 業務完了報告書

##### (2) 撤去前・後の定点写真

##### (3) 道路敷における撤去作業中の写真（通行支障対策に向けた保安施設が映り込んでいるもの）

#### 6 その他

この仕様書に記載されていない事項については、双方協議のうえ定める。

## 仕様書

### 1 業務概要

- (1) 委託番号 知事・市長ポ掲第7号
- (2) 業務名 秋田県知事選挙および秋田市長選挙ポスター掲示場設置撤去業務委託（第7ブロック）
- (3) 履行場所 63箇所（雄和）
- (4) 履行期間 契約締結日から令和7年4月10日まで

### 2 目的

秋田県知事選挙（以下「知事選」という。）および秋田市長選挙（以下「市長選」という）における公営ポスター掲示場の設置・撤去を行う。

### 3 業務内容

#### (1) ポスター掲示場の作成

- ア 掲示板の材質は、秋田杉構造用合板とする。
- イ ポスター掲示場の構造、印刷面は、設計書のとおりとする。
- ウ 印刷は、スクリーン印刷とする。
- エ 各ポスター掲示場には、指定された設置番号を記入する。
- オ すべての作業は、原則として土地管理者の立ち会いのもとで行う。
- カ 使用した資材は、再利用に努める。

#### (2) 設置作業

- ア 作業期限は3月19日までとする。
- イ 塀などの建造物を利用する場合は、損壊しないよう注意する。
- ウ 通行に支障がないよう設置する。
- エ 設置場所については、秋田市選挙管理委員会（以下「選管」という。）の指示に従う。

#### (3) 撤去作業

- ア 作業期間は、4月7日から4月10日までとする。
- イ ポスター掲示場全部を撤去し、設置場所は原状に復する。

#### (4) 保守管理

- ア 各ポスター掲示場を巡回し、転倒・破損箇所等を発見した場合は、選管に連絡のうえ修理等を行う。なお、修理等にかかる費用については、受託者の負担とする。
- イ 選管から連絡を受けた場合、直ちに出勤できるよう待機体勢をとる。

#### 4 報告書等（設置開始）

##### (1) 道路使用許可書

選管が指示する道路敷に設置するポスター掲示場について、道路使用許可書の写しを提出する（選管事務局で道路占用手続きを行うため必要なもの）。

##### (2) 設置開始届

(1)および(2)の提出期限は3月7日とする。

##### (3) 設置前・後の定点写真

提出期限は3月20日とする。

#### 5 報告書等（業務完了）

次の書類を4月15日まで提出すること。

##### (1) 業務完了報告書

##### (2) 撤去前・後の定点写真

##### (3) 道路敷における撤去作業中の写真（通行支障対策に向けた保安施設が映り込んでいるもの）

#### 6 その他

この仕様書に記載されていない事項については、双方協議のうえ定める。